

第3次豊田市子ども総合計画 答申からの変更点

1 子ども・子育て支援事業計画について

(1) 幼児教育・保育の無償化を伴う制度変更を反映

- ・実費徴収に係る補足給付事業の追加 (P131)
- ・子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に関する内容の追加 (P133)

(2) 教育・保育の量の見込みと確保の内容の微修正 (P96～)

- ・幼保連携型認定こども園への移行希望を反映

(3) 放課後児童クラブの量の見込みと確保の内容の微修正 (P116～)

- ・今年度の参加児童数等が確定したため、その数を基に新たに算出
- ・国の指針に基づき、学年ごとに量の見込みを記載

2 文言等の修正

(1) 本市における現状と課題の表記変更 (P82)

- ・豊田市版子どもの貧困対策『子どもの孤困・救済対策』は、経済的困窮に限定されない、「子どもの権利の保障」という観点から子どもの貧困対策を推進していくため、「(1) 市の相対的貧困率は比較的低い」については削除 (相対的貧困率についてはP38で記載)

(2) 文章表現については、第3次子ども総合計画が議決案件のため、一部でより分かりやすい適切な表現に変更

(例)

保育ニーズ → 保育需要

外国人の子ども → 外国にルーツのある子ども

企業の取組の推進 → 企業の取組の促進